

学校における働き方改革取組方針(概要版)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、
子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～

(～平成32年度)

滋賀県教育委員会

策定の趣旨

- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備
- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進

目標

○ 超勤時間が月45時間超の教員を減らします	小学校	81.9% (※1)	→ 40%以下
	中学校	88.9% (※1)	→ 50%以下
	県立学校	28.6% (※2)	→ 15%以下 (全教員に占める超過勤務時間が月45時間超の教員数の割合)
○ 年次有給休暇の取得を促進します	10.6日 (平成28年)	→ 14日以上 (1人あたり年間平均取得日数)	

(※1) 文部科学省が実施した教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)で、1週間あたりの学内総勤務時間数(教諭)が50時間以上の者の割合
(※2) 県教育委員会の通年における勤務時間把握結果(全教員を対象)において、超過勤務時間数が月40時間以上の者の割合

取組の5本の柱

学校業務の見直し・
効率化
指導・運営体制の充実

部活動における教員の
負担軽減

専門性を持った多様な人材
の活用

家庭や地域の力を学校に
生かす取組

教職員の勤務時間管理

長時間勤務を改善するための共通の基準

(勤務時間関係)

- 平日の退勤は午後7時までとします
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設定
- 月当たり超勤が80時間を超えないようにします
- 夏季休業期間に、1週間以上の集中休暇期間を設定

(部活動関係)

- 休養日の設定
 - ・中学校 : 週2日以上(平日1日と週休日のいずれか1日)
 - ・高等学校 : 週1日以上と4週につき2日以上(週休日の休養日)なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定する
- 活動時間の設定
 - ・中学校 : 平日概ね2時間以内、週休日等概ね4時間以内
 - ・高等学校 : 平日概ね3時間以内、週休日等概ね4時間以内
- 朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと

※ 運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動にかかる基準を適用することが困難な場合、その扱いを市町教育委員会もしくは県立学校で判断